

長崎県公立大学法人教職員の旅費支給に関する細則

〔 平成17年 4 月 1 日
細 則 第 7 号 〕

改正 平成21年 4 月 1 日細則第 1 号
改正 平成23年 3 月22日細則第 1 号
改正 平成24年 3 月27日細則第 2 号
改正 平成26年 3 月24日細則第 5 号
改正 平成28年 1 月22日細則第 3 号
改正 令和 4 年 3 月25日細則第 6 号
改正 令和 7 年12月 2 日細則第18号
改正 令和 7 年12月24日細則第19号

（目的）

第 1 条 この細則は、長崎県公立大学法人教職員旅費規程（平成17年規程第13号。以下「規程」という）の規定に基づき、教職員の旅費の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔令和 7 年細則第18号〕

（県外特定地域等）

- 第 1 条の 2 規程第 2 条第 1 項第 1 号の県外特定地域は、佐世保校について佐賀県西松浦郡有田町および西松浦郡西有田町（市町村合併前）と定める。
- 2 規程第 2 条第 3 項において市町村の存する地域とあるのは、平成16年 3 月 1 日以降において市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第 2 条に規定する市町村の合併を行った市町村にあつては、当分の間、合併前の市町村とする。
- 3 規程第 2 条第 3 項の在勤地の地域の境界は、大字、字又は部落若しくはこれらに準ずるものの境界をもってあてることができるものとする。ただし、その境界は勤務校から 8 キロメートルを満たさなければならない。

追加〔平成21年細則第 1 号〕

（旅行取消等の場合における旅費）

第 2 条 規程第 3 条第 5 項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で所要の払いもどし手続をとったにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が当該旅行について規程により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊費の額をそれぞれ超えることができない。
- (2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため又は外国への旅行に伴う支度のため支払った金額で、当該旅行について規程により支給を受けることができた移転料又は支度料の額の 3 分の 1 に相当する額の範囲内の額
- (3) 外国への旅行に伴う外貨の買入又はこれに準ずる経費を支弁するため支払った金額で、当該旅行について規程により支給を受けることができた額の範囲内の額

一部改正〔令和7年細則第19号〕

（旅費喪失の場合における旅費）

第3条 規程第3条第6項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額による。ただし、その額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。

- (1) 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下本条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失したとき以後の旅行を完了するため規程の規定により支給することができる額
- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符類については購入金額のうち未使用分に相当する金額）を差引いた額

（旅行命令の通知）

第4条 理事長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）は、旅行命令を発し又は変更をした場合には、当該旅行命令簿を支払担当者等に提示しなければならない。

- 2 旅行命令権者は、旅行命令を発し又は変更する場合には、旅行が規程第8条及び第9条その他旅費の計算に関する規定の趣旨に合致して行われるよう留意するものとする。
- 3 旅行命令権者は、口頭により旅行命令を発し又はこれを変更した場合には、原則として、発令の日の翌日までに旅行命令簿に記載しなければならないものとする。
- 4 旅行命令権者は、第1号の場合において旅行命令簿に記載しないうちに、旅行命令を変更した場合には、その変更した旅行命令に基づいて旅行命令簿に記載すれば足り、変更前の旅行命令に基づく旅行命令等は、旅行命令簿に記載しないことができるものとする。
- 5 旅行命令権者は、旅行命令簿等を当該旅行者に提示することができない場合には、その通知をもって提示にかえることができるものとする。
- 6 旅行命令権者は、旅行命令簿等を当該旅行者に提示した後において、旅行命令等を取り消した場合に、旅行命令簿等に記載した旅行命令等を抹消して、その旨旅行者に通知するものとする。

一部改正〔平成21年細則第1号〕

第4条の2 規程第25条に規定する日額旅費支給対象教職員であるかどうかにかかわらず、職務の性質上常時出張を必要とする教職員として旅行命令権者が事前に定める教職員に対しては、前条各項の規定にかかわらず、当該旅行により支給される旅費が規程第19条第3項に規定する旅行諸費のみである場合には、おおむね1月分まとめて旅行命令を発することができる。

追加〔平成24年細則第2号〕、一部改正〔平成26年細則第5号、令和7年細則第18号〕

（旅行命令簿の記載事項及び様式）

第5条 規程第4条第4項に規定する旅行命令簿の記載事項は、用務、用務先、旅行期間とする。

一部改正〔令和7年細則第19号〕

（路程の計算）

第6条 県内旅行及び県外旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い当該各号に掲げるものにより行うものとする。

- (1) 鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調に係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程
 - (2) 水路 海上保安庁の調に係る距離表に掲げる路程
 - (3) 陸路 地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程
- 2 前項第1号又は第2号の規定により路程を計算し難い場合には、当該各号の規定にかかわらず前項第3号の規定に準じて計算することができる。
 - 3 第1項第3号の規定による陸路の路程を計算する場合には、その証明の基準となる点で、当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを起点とする。
 - 4 陸路と鉄道、水路又は航空とにわたる旅行について陸路の路程を計算する場合には前項の規定にかかわらず、鉄道駅、波止場又は飛行場をも起点とすることができる。
 - 5 前2項の規定により陸路の計算をし難い場合には同項の規定にかかわらず地方公共団体の長の証明する元標その他当該陸路の路程の計算について信頼するに足るものを起点として計算することができる。
 - 6 外国旅行の旅費の計算上必要な陸路の計算は前5項の規定の趣旨に準じて行うものとする。

一部改正〔平成21年細則第1号、平成24年細則第2号〕

（旅行命令の変更の申請）

第7条 旅行者が、規程第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令の変更を申請する場合にはその変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。

（旅費の計算）

- 第7条の2 規程第8条の「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費」とは、遠距離低減制をとる鉄道賃等の支給については、旅行目的の遂行に支障がない限り通し切符を利用し、又は割引券若しくは優待券を使用することができる場合はこれを使用する等旅費の使い方についての通常の方法で計算するものとする。ただし、旅行を命ぜられた教職員の勤務校又は現に居住する地及び当該旅行の目的地がともに県内であるときの旅費については、この限りではない。
- 2 勤務校及び旅行の目的地がともに県内である旅行の場合における通常の経路及び方法は、陸路によることができる。

追加〔平成21年細則第1号〕、一部改正〔令和7年細則第18号〕

（旅費請求書の種類、記載事項及び様式）

- 第8条 規程第14条第1項に規定する旅費請求書の種類、記載事項及び様式は次の区分に従い当該各号に掲げるところによる。
- (1) 規程第29条に規定する旅費又は規程第30条の規定に基づき国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「旅費法施行令」という。）第16条に規定する死亡手当を請求する場合には別表第2の第1号様式による旅費請求書
 - (2) 規程第3条第5項に規定する旅費を請求する場合には別表第2の第2号様式による旅費請求書
 - (3) 規程第3条第6項に規定する旅費を請求する場合には別表第2の第3号様式による旅費請求書
 - (4) 前各号に掲げる旅費以外の旅費を請求する場合の請求書については、出張を命じられた者から提出された旅費の内容を明らかにした請求書とする。
- 2 規程第14条第1項に規定する旅費請求書に添付すべき書類は別表第3に掲げる書類とする。

3 第1項第4号の旅費請求書は、請求印を省略することができるものとする。

一部改正〔平成21年細則第1号、令和7年細則第19号〕

（旅費の請求手続）

第9条 規程第14条第2項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除く外、旅行の完了した日の翌日から起算して2週間とする。

2 規程第14条第3項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日から起算して2週間とする。

追加〔平成24年細則第2号〕

（鉄道賃等）

第9条の2 規程第15条の「鉄道賃」又は規程第16条の「船賃」とは、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第16条又は海上運送法（昭和24年法律第187号）第8条（同法第23条の4の規定により準用する場合を含む）の規定に基づいて、鉄道、運送事業者、旅客定期航路事業者及び旅客不定期航路事業者がそれぞれ国土交通大臣の許可を受けて定める運賃又は料金をいう。

2 急行料金は一の急行券の有効区間ごとに計算するものとする。この場合において、普通急行列車を運行する線路による旅行で普通急行列車の客車の全席が座席指定となっている場合には、普通急行料金と座席指定料金の合計額を急行料金として支給するものとする。

3 規程第15条第1項に規定する座席指定料金は、一の座席指定券の有効区間ごとに計算するものとする。

4 規程第16条第1項の座席指定料金には、船室の設備の利用料金は含まないものとする。

5 鉄道旅行のうち特別急行列車と急行列車とのいずれも利用可能な区間を旅行する場合において、その路程が片道50km以上100km未満の場合は、原則として急行料金を支給するものとするが、急行列車の運行時刻等から見てその利用が困難と認められるときは、特別急行料金を支給することができる。

追加〔平成21年細則第1号〕、一部改正〔平成23年細則第1号、令和4年細則第6号、令和7年細則第19号〕

（公共交通機関）

第10条 規程第18条第5項に規定する細則で定める公共交通機関とは、一般乗合用バス、鉄道、航空機及び船舶をいう。

追加〔平成21年細則第1号〕、一部改正〔平成26年細則第5号〕

（旅行諸費）

第10条の2 規程第19条第3項に規定する細則で定める種類の経費は次に掲げるとおりとし、同項に規定する細則で定める額は、当該各号に定める額とする。

(1) 有料道路利用料 実費額

(2) 駐車場料 実費額

(3) 自動車渡船料 実費額

(4) 施設の入場料 実費額

2 規程第19条第2項に規定する旅行において、前項各号に掲げる経費を支給する場合は、規則第19条第1項に定める額に加算して支給する。

追加 [平成24年細則第2号]、一部改正 [平成26年細則第5号]

(宿泊費基準額等)

第10条の3 規程第20条第1項に規定する細則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

- (1) 会議の主催者等により宿泊施設があらかじめ指定若しくは限定されている旅行（幹旋は除く。）
- (2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。
- (3) その他、これらに相当する事情があると任命権者が認める場合（旅行命令権者は、あらかじめ任命権者へ旅費の調整について協議するものとする。）

追加 [令和7年細則第19号]

(宿泊手当の定額等)

第10条の4 規程第20条の2に規定する細則で定める1夜当たりの定額は別表第4のとおりとする。

2 宿泊手当の額は、旅費規程の規定により支給される宿泊費又は鉄道賃、船賃、航空賃若しくはその他の交通費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食または夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定めた定額の3分の2の額

- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定めた定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、別表第4で定める額とする。ただし、旅費規程の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通賃（家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず、1,100円を支給する。

追加 [令和7年細則第19号]

第11条 削除

削除 [平成21年細則第1号]

第11条の2 削除

削除 [令和7年細則第19号]

(旅費の調整)

第11条の3 規程第40条第1項の「この規程の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合」とは、次の各号に掲げる場合のように、規程の規定どおりの旅費（以下「正規の旅費」という。）を支給することが適当でない場合をいい、この場合においては、旅行命令権者は当該各号に掲げる基準により旅費の調整を行うものとする。

- (1) 教職員の職務の級がさかのぼって、変更された場合において当該教職員が既に行った旅行について旅費の増減を行うことが適当でないと認められる場合には、その変更に伴う旅費の増減は、原則として行わないものとする。
- (2) 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を利用して旅行したため正規の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、宿泊手当又は食卓料を支給することが適当でない場合には、正規の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、宿泊手当又は食卓料の一部又は全部を支給しないものとする。
- (3) 定期運行のバス又はタクシーによる旅行の場合における車賃の取扱いについては、車賃の実費額を支給するものとする。
- (4) 旅行者が旅行中の公務傷病等により、旅行先の医療施設等を利用して、療養したため正規の旅行諸費、宿泊費及び宿泊手当を支給することが適当でない場合には当該療養中の旅行諸費、宿泊費及び宿泊手当の2分の1に相当する額は支給しないものとする。
- (5) 赴任に伴う現実の移転路程が、旧在勤地から新在勤地までの路程に満たないときは、その現実の路程に応じた規程別表の移転料定額及び規程第24条の扶養親族移転料を支給するものとする。
- (6) 着後手当を支給する場合（本邦における旅行に限る。）において、新在勤地に到着後直ちに公設宿舎又は自宅を利用できる場合は旅行諸費の2日分及び宿泊料定額の2夜分に相当する額を支給するものとする。ただし、正当な理由により新在勤地に到着後直ちに公設宿舎又は自宅を利用することが困難と認められる場合には、旅行諸費の5日分以内及び宿泊料定額の5夜分以内に相当する額。この場合において、自宅とは、持家及び借家にかかわらず教職員又は教職員の家族が居住していてそこに教職員の家族又は教職員が入居した場合同一生計を営むことができる状態にある住居をいう。
- (7) 法人の経費以外の経費から旅費が支給されるため、正規の旅費を支給することが適当でない場合には、当該旅費のうち法人の経費以外の経費から支給される旅費に相当する旅費は支給しないものとする。
- (8) 国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第17条第1項第1号の海外旅行傷害保険料は、次の内容を限度とする。
 - 傷害死亡1,000万円
 - 後遺障害1,000万円
 - 治療・救援費用2,000万円
 - 疾病死亡1,000万円
 - 賠償責任（免責金額0円）10,000万円
 - 携行品（免責金額0円）30万円
- (9) 鉄道賃の額は旅客運賃、急行料金、座席指定料金で現に支払ったものによる。
- (10) 船賃の額は、旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。）、寝台料金及び座席指定料金で現に支払ったものによる。
- (11) 教職員が研修（長崎県公立大学法人教員の長期研修に関する細則平成18年4月1日細則第5号に基づく研修を除く）、講習又は訓練若しくはこれらに類する目的のための旅行をする場合は、長崎県の「県職員の研修調整基準内規」を準用する。
- (12) 旅費法施行令第15条に規定する旅券の交付手数料の実費額は、5年有効の旅券を発行する際に要した金額を上限とする。

追加 [平成21年細則第1号]、一部改正 [平成28年細則第3号、令和7年細則第18号、令和7年細則第19号]

別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合」とは、次の各号に掲げる場合のように正規の旅費を支給することが適当でない場合をいい、この場合においては、旅行命令権者は当該各号に掲げる基準により旅費の調整を行うものとする。

- (1) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）第2条第2項に規定する本土と同条第1項に規定する沖縄との間に赴任の場合に支給する規程第22条第1項に規定する移転料の額は、当分の間、同項に規定する移転料の額の100分の3に相当する額を同項に規定する移転料の額に加算した額によることができるものとする。
- (2) 規程第24条第1項第1号及び第2号に規定する扶養親族移転料のうち、6歳未満の者に対する航空賃の額については、当分の間、その移転の際における教職員担当の航空賃の額の2分の1に相当する額によることができるものとする。

追加〔平成21年細則第1号〕、一部改正〔令和7年細則第18号、令和7年細則第19号〕

（本邦における旅行の甲地方の範囲）

第12条 規程別表第1の備考に規定する「理事長が定める地域」は、東京都特別区、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市とする。

2 規程別表第1の備考に規定する「その他これらに準ずる地域で理事長が定めるもの」は、さいたま市、千葉市、川崎市、堺市、福岡市、広島市とする。

一部改正〔平成21年細則第1号〕

第13条 削除

削除〔令和7年細則第19号〕

第14条 削除

削除〔令和7年細則第19号〕

第15条 削除

削除〔令和7年細則第19号〕

第16条 削除

削除〔令和7年細則第19号〕

（旅行中に宿泊を要する教職員又は外国旅行をする教職員の職務の級並びに旅費の額）

第17条 規程第20条及び規程第30条の細則で定める国家公務員の職務の級に相当する当該教職員の職務の級は、法人の教員給料表及び職員給料表の適用を受ける教職員は、それぞれ国家公務員の一般職の行政職俸給表（一）の適用を受ける教職員の級が4級以下の職務にある者に相当するものとみなす。なお、理事長、副理事長、専務理事、理事及び監事は、指定職の職務にある者とみなす。

2 規程第30条の細則で定める旅費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）の例による。

追加〔令和7年細則第19号〕

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日細則第1号）

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の長崎県公立大学法人職員の旅費支給に関する細則の規定は、平成21年6月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月22日細則第1号）

- 1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の長崎県公立大学法人職員の旅費支給に関する細則の規定は、平成23年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月27日細則第2号）

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の長崎県公立大学法人職員の旅費支給に関する細則の規定は、平成24年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月24日細則第5号）

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の長崎県公立大学法人職員の旅費支給に関する細則の規定は、平成26年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成28年1月22日細則第3号）

- 1 この細則は、平成28年2月1日から施行する。
- 2 改正後の長崎県公立大学法人職員の旅費支給に関する細則の規定は、平成28年2月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月25日細則第6号）

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の長崎県公立大学法人職員の旅費支給に関する細則の規定は、令和4年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（令和7年12月2日細則第18号）

- 1 この細則は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月24日細則第19号）

- 1 この細則は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 改正後の長崎県公立大学法人職員の旅費支給に関する細則の規定は、令和8年1月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表第 2（第 1 号様式）（第 8 条関係）

旅 費 請 求 書

支払担当者		様	担当課長 印		算出根拠		
請 求 者	住 所 (又は所属部局課)						
	職 業 (又は職 名)						
	死亡者との続柄 (又は職務の級及び号)						
	氏 名	印					
請 求 額		金	円				
死 亡 者	所 属						
	職 名						
	職務の級及び号給						
	氏 名						
	請求者との続柄						
上記のとおり旅費を請求します。			年	月	日	備 考	
上記の金額を領収しました。			年	月	日		
氏 名 印							

備考 本様式は、使途に従い不用の文字は抹消すること。

別表第2（第2号様式）（第8条関係）

旅 費 請 求 書

支払担当者			様	担当課長 印		請求事由
請 求 者	所 (又は住所)					
	職 (又は職業)					
	職務の級及び号給 (又は教職員との続)					
	氏 名	⑩				
請求額		金 円				
算 出 根 拠	区 分	本 人 分	扶 養 親 族 分	計		内 訳
	鉄 道 賃	円	円	円		
	船 賃					
	航 空 賃					
	車 賃					
	移 転 料					
	支 度 料					
	そ の 他					
	計					
上記のとおり旅費を請求します。			年 月 日	備 考		
上記の金額を領収しました。			年 月 日 名⑩			

別表第2（第3号様式）（第8条関係）

旅 費 請 求 書																										
金 円					本書のとおり旅費を請求します。 年 月 日 (所 属) (職 名) (職務の級及び号給 名) (氏 名) (印)																		担当課長印			
					理事長 様																					
算出 根拠	喪失以後の旅行に必要な旅費額					喪失を免れた旅費額					差 引 額					喪失 理由										
喪失以後の旅行に必要な旅費	年月 日	出発 地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃					船 賃				航空 賃	車 賃		日 当		宿泊料		食卓料				
						路程	運賃	急行 料金	特別車 両料金	計	路程	運賃	特別船 室料金	計		定額	実費 額	日数	定額	夜数	定額	夜数	定額			
						km	円	円	円	円	km	円	円	円	円	km	円	日	円	夜	円	夜	円			
	合 計																km									
																円										
上記の金額を領収しました。 年 月 日												備 考														
支払担当者 様 (氏 名) (印)																										

追加 [平成 21 年細則第 1 号]

別表第2（第4号様式）（第8条関係）

旅 費 請 求 書（申し出書）			
目的地内交通費の不足額として以下のとおり請求します。			
年 月 日			
（所 属）			
（職・氏名）			
請求額（不足額）		円	
(旅行日) 年 月 日～ 年 月 日 のうち 月 日分			
(用務名)		(用務地)	
	交通手段	区 間	左欄の 運賃額
1		～	円
2		～	円
3		～	円
4		～	円
5		～	円
計 ①			円
旅行諸費の額		不足額	
円－①＝		円	
上記の金額を領収しました。			
年 月 日			
（所 属）			
（職・氏名）			

備考 使途に従い不用な文字は抹消すること。
やむを得ない事情がある場合を除き、概算旅費については、帰庁後7日以内に、
精算旅費については、旅費受領後7日以内に不足額を請求すること。

追加 [平成 21 年細則第 1 号]

別表第3（第8条関係）

第1 第8条第1項第1号に規定する旅費請求書に添付すべき書類 教職員の死亡、その死亡地及び遺族であることを証明する書類	
第2 第8条第1項第2号に規定する旅費請求書に添付すべき書類 損失額、旅行命令の取消し又は旅費の支給を受けることができる者の死亡及び扶養親族であることを証明する書類	
第3 第8条第1項第3号に規定する旅費請求書に添付すべき書類 交通機関の事故又は天災その他理事長が定める事情により旅費額の喪失額を証する書類	
第4 第8条第1項第4号に規定する旅費請求書に添付すべき書類	
1 旅費法施行令第5条第1項第1号に規定する運賃又は旅費法施行令第6条第1項第1号に規定する運賃	運賃の等級及び額を証明するに足る書類
2 規程第16条第1項第4号に規定する寝台料金、旅費法施行令第5条第1項第2号に規定する急行料金、同項第3号に規定する寝台料金、同項第4号に規定する座席指定料金、同項第5号に規定する特別車両料金、同項第6号に規定する費用又は旅費法施行令第6条第1項第2号に規定する寝台料金、同項第3号に規定する座席指定料金、同項第4号に規定する特別船室料金、同項第5号に規定する費用	業務上の必要を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類
3 規程第17条に規定する航空賃	その支払を証明するに足る書類(支払担当者等が必要と認める場合に限る。)
4 旅費法施行令第7条第1項に規定する航空賃	その支払を証明するに足る書類
5 旅費法施行令第8条第1号から第4号までに規定する車賃	その支払を証明するに足る書類
6 規程第27条第1項第1号に規定する鉄道賃、船賃又は車賃	業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及び別表第4（第4号様式）
7 規程第20条第1項（旅費法施行令第9条において準用する場合を含む。）に規定する宿泊費	その支払を証明するに足る書類 第10条の3第1号から第3号までのいずれかに該当することを証明するに足る資料（規程第20条ただし書に該当する場合に限る。以下この表において同じ。）
8 規程第20条第2項に規定する宿泊費	業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類
9 規程第21条第2項又は規程第34条第3項に規定する食卓料	その支払を証明するに足る書類
10 規程第22条に規定する移転料	教職員の移転、扶養親族であること及びその移転を証明する書類のほか、規程第22条第3項の規定に該当する場合にはその期間延長の許可書
11 旅費法施行令第15条に規定する渡航雑費	その支払を証明するに足る書類
12 規程第24条に規定する扶養親族移転料	扶養親族であること並びにその年齢及び移転を証明する書類
13 規程第28条又は旅費法施行令第17条に規定する旅費	旅行中に退職等となったこと、退職等の事由、退職等を知った日にいた地及び所定の期間内に退職等に伴う旅行をしたことを証明する書類
14 規程第29条第3項に規定する旅費	教職員の死亡及び遺族であることを証明する書類
15 規程第41条第1項に規定する旅費	法の規定に該当することを証明する書類
16 外国旅行の旅費	前各号に掲げるもののほか、毎日の行程宿泊地及び

17 規程第 26 条第 1 項第 2 号に規定する宿泊費

18 規程第 20 条の 2 に規定する宿泊手当

19 規程第 15 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する運賃、同条同項第 3 号に規定する急行料金、同条同項第 4 号に規定する座席指定料金

20 規程第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号に規定する運賃、同条同項第 5 号に規定する座席指定料金

宿泊施設名、とう乗した列車、船舶又は航空機の路線名及びそれらの発着時刻を記載した旅行日記

業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類

支給される宿泊費等に、朝食若しくは夕食に係る費用が含まれていないことを証明するに足る書類又は朝食若しくは夕食に係る費用を含む場合はその旨を証明するに足る書類

その支払を証明するに足る書類(支払担当者等が必要と認める場合に限る。)

その支払を証明するに足る書類(支払担当者等が必要と認める場合に限る。)

一部改正 [平成 21 年細則第 1 号、令和 7 年細則第 19 号]

別表第 4 宿泊手当 (第 10 条の 4 関係)

(1) 本邦

区分	宿泊手当 (一夜につき)
全ての地	2,400 円

追加 [令和 7 年細則第 19 号]